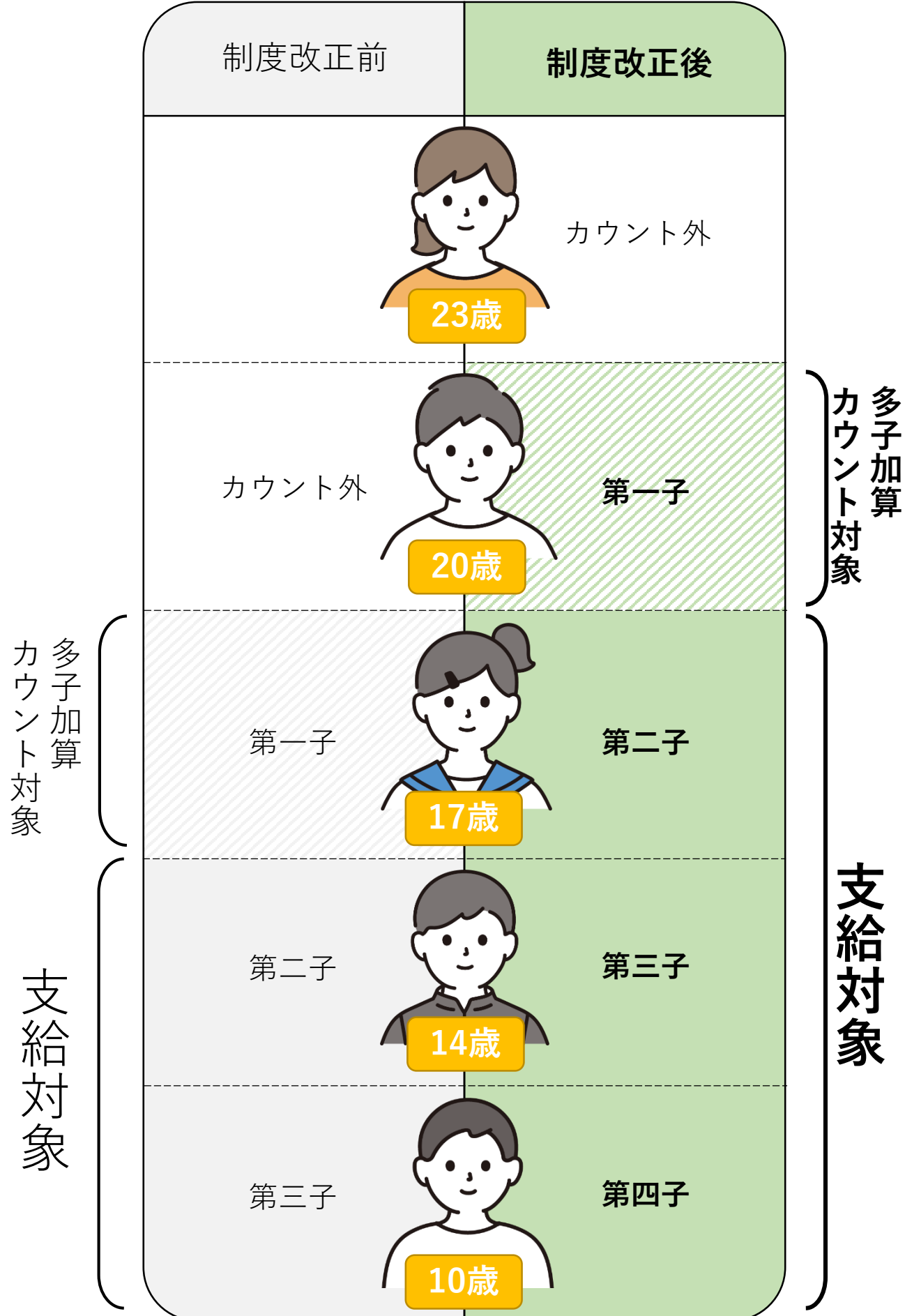




支給対象年齢が高校生年代まで拡大するとともに、**※多子加算**の対象年齢も拡大されます。

※多子加算とは上の子の人数をカウントし、第三子以降の支給額を増額することをいいます。多子加算には年齢制限があり、制度改正後は22歳の最初の年度末までの上の子を第一子としてカウントします。
但し22歳の最初の年度末より前であっても、親等が監護しておらず生計の負担がない場合は、カウントの対象にはなりません。

- (例) 左図の5人の子全員を監護しており、生計の負担がある場合
- 長女23歳(社会人) → カウント対象外
 - 長男20歳(大学生) → 第一子として算定
 - 次女17歳(高校生) → 第二子として月10,000円を支給
 - 次男14歳(中学生) → 第三子として月30,000円を支給
 - 三男10歳(小学生) → 第四子として月30,000円を支給

合計 月70,000円

長男が22歳になった最初の年度末を過ぎてからは、長男はカウント対象外となり、次女が第一子、次男が第二子、三男が第三子と数えられます。